

非日本人ノ日本ヨリノ帰還ニ関スル件

聯合國最高司令部發日本帝國政府宛覺書

AG三七〇五(一九四五年十月一日)GC

一、非日本人ノ各自本國帰還ニ関シ左ノ計画ヲ遲滞ナク実施スヘシ

二、本計画ハ受入事務所ノ使用並ニ同事務所ヲ通シ使用船舶ノ
 收容シ得ル人数ニ於テ帰還スル非日本人ノ移動ニ関スルモトス

三、本計画ハ一九四五年十月二十五日附日本政府宛覺書AG三
 七〇〇五GC「帰還者ノ取扱ニ爲シ在日本受入事務所ニ關スル件
 及一九四五年十月十六日附覺書AG〇九一GC「占領地ニ在ル日
 本人ノ帰還ニ關スル方針ニ關スル件」ヲ含ミ之ヲ其ノ一部トスルモノ
 トス

二、左ノ受入事務所日本ヲ離ル、非日本人帰國者ヲ取扱フ爲使用

セラルベシ

- 仙崎 朝鮮人ノ出發處理ヲ主トス
- 博多 朝鮮人及北支出身支那人ノ出發處理ヲ主トス
- 鹿児島 中支出身支那人ノ出發處理ヲ主トス

朝鮮人並ニ北支及中支出身支那人ノ出發處理ヲ主トス

三 日本厚生省ハ

其他ノ關係官廳ト必要ナル折衝ヲナシテ上掲第四項ノ各受入事務所

ヲシテ一九四五年十月十五日附日本政府宛書AG三七〇五G

C 帰国者ノ取扱ノ爲ノ在日本受入事務所ニ南スル件ノ第三項

(1)ニ規定セラレタル能力ニ應ジ帰還者ヲ充満セシムヘク保證スベシ

受入事務所カ超満員トナラサル様提示セラル、船舶計画ヲ詳細

ニ研究スベシ

四 日本厚生省ハ帰国者ノ受入事務所ヘ移動計画ヲ立案スルニ際

シテハ左ニ依リハシ

1. 朝鮮人ノ左ノ順ニ依リ諸地區ヨリ立退カレラルベシ

(一) 門司、下関、博多地區

(二) 大阪、神戸地區

(三) 其他ノ日本地區

口、上掲第四項(1)ノ地區内ニ於ケル朝鮮人ノ優先順位ハ左ノ如シ

復員軍人、元強制労働者、他、朝鮮人

六 帰国希望ノ朝鮮人ニ対シテハ本計画ノ諸條項ニ基キ其ノ移動

ヲ指示スル、迄現住所ニ止マル如ク統制スベシ

ニ本州北部ニ居住スル支那人及朝鮮人炭坑夫ノ帰還ニ特ニ優先
權ヲ與フヘシ彼等ハ遅クトモ一九四五年十月十四日以降一日午
人ノ割合ニテ送還セラルヘシ

ホ北支出身支那人ハ一月一五人ヲ超エザル割合ニ於テ之ヲ北支諸
港ニ送還スヘシ中支出身者ハ一月二十人ヲ超エザル割合ニ於テ
之ヲ上海ニ送還スヘシ

ヘ北支向船舶ニ空席アラバ朝鮮下船ノ朝鮮人ニ充テラルベシ
ト台湾、琉球及南支出身者ノ帰還計画ハ追ッテ通告アル迄延
期セラルベシ

五日本政府ハ左記船舶ノ航行計画ヲ提示セラルベシ

ハ日本商船及海軍艦艇ニ南シテハ現在通りノ方法ニ依ル
口合衆国上陸用舟艇タンク(LST)ニ関シテハ決定アルニ從ヒ
右ト同様ノ経路ニ依ル該計画ハ如何ナルシトカ朝鮮人北
支向ケ支那人及中支向ケ支那人ヲ乗船セシムルカヲ指示スヘシ

六日本厚生省ハLSTニ乗船スル一切ノ非日本人帰國者ニ対シ一日
分ノ炊キタル飯及航海日数ニ一日ヲ加ヘタル分ノ米ヲ供與スヘシ

七日本政府ハ受入事務所ノ混雑及帰還者ノ蒙ル不必要ナル苦
痛ヲ避クニ爲就中左ノ処置ヲ執ルヘシ

1. 新聞及「ラヂオ」ヲ通ジテ本計画ノ主要部分ヲ全關係者ニ知
ラシムベシ

2. 同様手段ヲ通ジテ帰国予定者ニ対シ受入事務所ヘノ移動ガ
計画サル迄前任所ニ止ル様要請シ且ツ受入事務所親
雜ヨリ生ズル苦痛及其ノ結果タル計画実施ノ遅延ニ付注意ヲ
喚起スベシ

八 日本厚生省「本覚書」條項ト一致セシムル爲一九四五年十月二十三日附
C.L.O. 第三四九号「朝鮮人ノ帰還ニ関スル件」ニ掲ゲラレタル計画ヲ

修正スベシ

九 毎週日本ヲ離ル、帰国者ノ数ヲ示シタル報告ヲ提出スベシ一週ハ
月曜ヨリ始マリ日曜ヲ含ムモトシ次ノ水曜以前ニ本司令部ニ達ス

ベキモトス報告ハ左ノ事項ヲ含ムベシ

船舶ノ名稱、出奔ノ時刻、出發港

其時迄ノ國籍別出奔者總數

依命

目的地、國籍別乗客數

高級副官 輔佐官

H. W. アレン 大佐

終戦連絡事務局報第一一六號

昭和二十一年十月二十二日